

久米川駅北口地下駐輪場ガラス破損事故に伴う和解

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成24年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

久米川駅北口地下駐輪場ガラス破損事故に伴う和解

久米川駅北口地下駐輪場ガラス破損事故における現状復旧について、下記のとおり和解することに議決を得たい。

記

1 事故の内容

平成24年9月27日午前11時45分頃、久米川駅北口駅前広場に面した民有地のビル新築工事施工業者が作業用車両を停車させ、当該建築現場に資材を搬入する際、作業員が手を滑らせたハンマーを落下させ、荷台で跳ねたハンマーが隣接する駐輪場の建物（出入口スロープ）の外壁（強化硝子）に当たって破損させた。

2 和解の内容

- (1) 本件において損傷を受けた、久米川駅北口地下駐輪場のガラスの飛散防止や現状復旧に要した額 1,984,465円相当及びその一切の負担は相手方の責において行う。
- (2) 東村山市及び相手方は、今後この和解で定める他、一切の債権債務

の無いことを確認する。

- (3) (2)の規定に関わらず、本件和解後において、現状復旧した施設等を起因として東村山市に損害が生じたときは、その賠償方法及び金額について、東村山市及び相手方との双方で協議するものとする。

3 和解の相手方

東京都西東京市谷戸町3丁目17番6号

菊池建設株式会社

代表取締役 菊池 俊一

説明 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものであります。